

1. 事務事業の目的・概要

事務事業担当課長	地域福祉課長 半場 祐子	電話番号	0852-22-5349
----------	--------------	------	--------------

事務事業の名称	福祉サービス利用支援事業		
目的	(1) 対象	福祉サービスの利用者	
	(2) 意図	判断能力が十分でない人が手続き代行のサービスを受け、また、福祉サービスに関する苦情を解決することにより、利用者が安心して生活できるようにする。	
事業概要	○判断能力が十分でない利用者に対し適切な福祉サービスを提供できるよう、これにかかる経費を島根県社会福祉協議会へ補助する。（日常生活自立支援事業） ○島根県社会福祉協議会に設置された運営適正化委員会が、福祉サービスに関する利用者等からの苦情について、相談、調査、あせんを行い、適切な解決ができるよう、これにかかる経費を島根県社会福祉協議会へ補助する。（福祉サービスに関する苦情解決事業）		

2. 成果参考指標

成果参考指標名等		年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	単位
1	指標名 日常生活自立支援事業の実利用件数	目標値		705.0	735.0	765.0	795.0	件
		取組目標値						
	式・定義 日常生活自立支援事業の実利用件数	実績値	723.0					
		達成率	-	-	-	-	-	%
2	指標名	目標値						
		取組目標値						
	式・定義	実績値						
		達成率	-	-	-	-	-	%

3. 事業費

	前年度実績	今年度計画
事業費(b) (千円)	96,053	92,173
うち一般財源(千円)	48,027	46,086

4. 改善策の実施状況

前年度の課題を踏まえた改善策の実施状況	③改善策を検討中
---------------------	----------

5. 評価時点での現状（客観的事実・データなどに基づいた現状）

○日常生活自立支援事業については、全市町村社会福祉協議会に専門員を配置し、利用件数が増加している。 ○運営適正化委員会における苦情相談受付件数には、特に大きな変動はない。 H23：22件 H24：21件 H25：24件 H26：21件 H27：25件
---

6. 成果があったこと（改善されたこと）

○日常生活自立支援事業については、全市町村社会福祉協議会に専門員を配置し、県内全域でサービスを提供する体制が整ったことで、実利用件数は増加傾向にあり、高齢者・障がい者の権利擁護体制が強化されてきている。 ○運営適正化委員会では、利用者からの苦情に対して適切な解決が行われた。
--

7. まだ残っている課題（現状の何をどのように変更する必要があるのか）

<b>①困っている「状況」</b> ○日常生活自立支援事業については、契約数の増加に伴い市町村社協から専門員の増員が求められているが、財源である国補助金がH27年度より基準額が見直されたことや、県の予算編成方針の影響により財源が十分に確保できていない。 ○苦情解決事業では、特になし。
<b>②困っている状況が発生している「原因」</b> 国補助金について、H29年度以降、国によってさらなる見直しが行われる予定。
<b>③原因を解消するための「課題」</b> 国からの情報に注視し、適正な専門員の配置が可能となるよう、県社協への速やかな情報提供などに努める。

8. 今後の方向性（課題にどのような方向性で取り組むのかの考え方）

○判断能力が十分でない人が地域で安心して生活できるよう、今後も必要な経費を島根県社会福祉協議会に補助していく。 また、必要に応じて国へ要望するなど財源確保に努めるとともに、成年後見制度の活用促進を図る。 ○利用者の権利擁護のため、引き続き運営適正化委員会において適切な苦情解決ができるよう、必要な経費を島根県社会福祉協議会に補助していく。 また、更なる制度周知を行う。
---

9. 追加評価（任意記載）

--

・課(室)内で事務事業評価の議論を行うにあたっては、本評価シートのほか、必要に応じて、「予算執行の実績並びに主要施策の成果」や既存の事業説明資料などを活用し、効率的・効果的に行ってください。  
 ・上記「5. 評価時点での現状」、「6. 成果があったこと」、「7. まだ残っている課題」、及び「8. 今後の方向性」について、議論がしやすいように、「5. 評価時点での現状→6. 成果があったこと」、又は「5. 評価時点での現状→7. まだ残っている課題→8. 今後の方向性」が一連の流れとなるよう、わかりやすく、ストーリー性のあるシート作成に努めてください。